

# 「鹿児島市電子納品運用ガイドライン」改定概要

管理課 技術管理係

## 1 改定の基本的考え方

鹿児島県電子納品ガイドライン等に準拠して、さらなる電子化を進めるため、これまで運用してきた「令和5年3月版」から、新たに「令和6年3月版」へ改定する。

## 2 適用年月日

令和6年4月1日以降に契約締結の案件（工事・業務）より適用

## 3 主な改定点

### (1) 事前協議チェックシートの見直し

工事関係書類一覧表の制定に伴い、事前協議チェックシートにおける電子納品対象書類の取扱等を修正

### (2) ガイドライン名称の見直し

鹿児島県電子納品ガイドラインにあわせて、鹿児島市電子納品運用ガイドラインの名称から「案」を削除

【旧】・鹿児島市電子納品運用ガイドライン（案）【土木・農林水産編】

【新】・鹿児島市電子納品運用ガイドライン【土木・農林水産編】

### (3) 工事打合簿の電子化に係る取扱

情報共有システム、電子メールを利用する場合の工事打合簿の電子化に係る取扱について、県の電子納品ガイドラインに準拠

### (4) 電子納品に使用するソフト

オリジナルファイル等作成ソフトに「DocuWorks」を追記

### (5) 検査用電子成果品の提出部数

業務委託、工事の検査において使用する検査用の電子成果品（CD-R等）の提出部数を明示（1部作成）